

フランスにおける女性軍人の 法的取扱いとその実態（3・完）

久保田茉莉*

目 次

はじめに

第1章 女性の軍隊・戦闘参加をめぐるフェミニストの論争

第1節 論争の背景と議論の類型化

第2節 推進派フェミニストの主張

第3節 反対派フェミニストの主張

第4節 小 括——問題点

第2章 フランス軍における男女不均衡

第1節 制度の変遷 (以上, 396号)

第2節 実 態

第3節 男女平等政策

第4節 小 括

第3章 フランス軍における女性の性的・性差別的被害

第1節 実 態 (以上, 397号)

第2節 要 因

(1) 一次的要因

① 学校教育

② 生活様式

③ 雇用基準の緩和

(2) 再生産要因

① 加害者の免罪と被害者の不利益

② 組織内で支援を得ることの困難

③ 告発のしづらさ

④ 対応の不徹底

第3節 小 括

* くはた・まり 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

第 4 章 軍隊における女性の立ち位置

第 1 節 ジェンダー規範の強固さと「男性性」

第 2 節 女性の疎外

第 3 節 女性の分断

おわりに

(以上、本号)

第 3 章 フランス軍における女性の性的・性差別的被害

第 2 節 要 因

以上のような実態を踏まえて、本節では、性的・性差別的被害の一次的・再生産的諸要因について検討する。

(1) 一次的要因

① 学校教育

一次的要因として、まず、軍人を育成する学校の影響が挙げられる。Minano と Pascual によれば、様々な上級軍人学校において、女子学生は、男子学生や教官からの性的・性差別的被害を受けている。そして、いじめ対策全国組織 (Collectif national contre le bizutage) の長である Marie-France Henry によれば、女子学生は、性的含意のある行為の被害を受けたことを恥辱だと感じており、告発することは一層の屈辱であると考えているため、告発は困難である。また、告発によって不利益が生じることもある。例えば、教官から強姦された学生たちが、階級組織に被害を訴えたところ、彼女たちは学校に立ち入ることを禁じられ、教育課程を修了する前に軍隊に配備された¹⁸⁵⁾。教育課程を終えることのできなかつた彼女たちは、学校を卒業していれば就けたはずの地位に就けなくなったのではないかと考えられる。

185) Minano et Pascual, supra note 118), pp. 116, 119-127.

HCECM 報告書は、軍事グランゼコール準備学級とサンシール陸軍士官学校（以下、サンシール）の連続体（continuum）が、一定の不適切行動の一因となっていると指摘している¹⁸⁶⁾。多くの高位軍人がサンシールを卒業しているため、ここで育まれた精神が、フランス軍の雰囲気に影響を与えている。

元サンシール学生である Charlotte Ficat は次のように証言している。「私たちは男性の半分であり、片輪の男性であり、私たちには男性（*sexe fort*, 直訳すれば「強い性」）の呼び名に値するために必須の何か欠けていた。私たちは完全ではなかった。私たちには男という性（*sexe masculin*）が欠けており、ミソジニストの目から見れば、その保有は、それだけで軍隊におけるその人の存在を正当化し能力を証明することができた¹⁸⁷⁾。「私たちは、彼らの目から見れば不格好で、人間の下位カテゴリーで、忌まわしい存在だった¹⁸⁸⁾。そして彼女は、上官や同僚から、彼女の役割は家で子どもを育て食事を作ることであり軍隊に居場所はないのだと言われていた¹⁸⁹⁾。

何人かのサンシールの学生は、女性たちを、「*sous-hommes*」¹⁹⁰⁾の省略である「*souzes*」という呼び名で呼ぶ。この学校の元女子学生によれば、サンシールには、女性が居場所を持たないのだということを明らかにしようとする慣習があり、女性であるというだけで、自分は部外者なのだと思います。人間関係センター（*Centre des relations humaines*）の長であった Jean-Michel Mourey によれば、女性たちは、女性は男性より劣っ

186) HCECM, 7^{ème} rapport, supra note 88), p. 49.

187) Charlotte Ficat, *Les Secrets de Saint-Cyr : Mémoires d'une ancienne élève*, La Boite à Pandore, 2013, p. 78.

188) Ficat, supra note 187), p. 169.

189) Ficat, supra note 187), p. 176.

190) 「*sous-homme*」の辞書上の意味は、「人間以下の人、下等人間」であるが、「*homme*」は、「人」と同時に「男性」も指す言葉であるため、この文脈においては、「人間以下の人」、「男性以下の人」という意味になる。

ているのだという周囲のおしゃべりに加わっており、統轄監査官である Gilles Chevalier によれば、彼女たちは、この学校では侮辱されることも装備の一部をなすのだという考えを内面化した¹⁹¹⁾。

Katia Sorin によれば、この学校の女子学生は、男子学生からの不快な指摘や侮辱、攻撃的な振る舞いに立ち向かわなければならない。男子学生の目的は、彼女たちが教育を続けられずに軍隊を去ることである。彼らは、彼女たちを挫折させるために、彼女たちの存在が不作法であり間違いであるということ、この学校で彼女たちがすべきことは何もないのだということ、そうした言動によって示すのである。

また、サンシールの幹部や教官も、女性に対する拒否感を持っているが、彼らは、そのような個人的感情と、女性の登用を進めなければならないという立場との板挟みになっている。ある将軍は、講演で、テーマとは無関係に、演習の際に自分の部署を放棄した女性中尉について詳しく物語ったが、このように、幹部や教官は、女子学生を直接攻撃しないとしても、彼女たちをあてこする言動を日常的に行っており、この学校における女性の存在に敵意を抱いている。他方で、多くの女子学生が、初めの数週間や数か月の間に辞職したいと考える中、幹部は、辞めないように圧力をかける。政治的文脈においては、彼らには女性の辞職を防ぐ必要があるからである。彼らは、女子学生がこの学校で受け入れられているということを示すことで、軍隊が女性の地位についての社会的進歩をたどっているということを表明しなければならない。こうして、幹部や教官は、政治的意向と軍人としての拒否感との相克の中で、女子学生に対する拒絶感情から行われる男子学生の数々の暴挙に対していかなる措置もとることはない¹⁹²⁾。

軍隊の問題を専門とする社会学者である Claude Weber によれば、この学校の女子学生の境遇は困難なものである。彼女たちは、とりわけ身体的能力に対する恒例の懐疑から高性能ではないと判断され、男性社会にお

191) Minano et Pascual, supra note 118), pp. 109-110, 115-116.

192) 以上, Sorin, supra note 60), pp. 106-110.

ける社会学的異常とみなされ、神聖不可侵の男性中心主義的団結を危地に陥れるとして非難される。ステイグマ化が絶えることはなく、その結果、女子学生たちは、自分の能力を示さなければならず、自分がこの学校に居場所を持っているのだと証明しなければならないのだということになる。この学校において、女子学生は、軍人であるという前に女性であり、常にジェンダーに還元される。ある女子学生は、男子学生は見逃してもらうのに、女子学生が失敗するといつもそれが取り上げられるのだと証言している。男子学生は、女子学生への拒否感をあらわにしており、彼女たちは、軍隊、ましてサンシールですべきことは何もないのだと言われている。彼女たちは、「その行動様式があらゆる女性らしさを失ったお転婆である」、「あまりに女性らしすぎるので、あまりに魅惑的すぎて、団結を妨害しかねない」などと非難される。このように、彼女たちは、女性らしくてもそうでなくても、スポーツができてできなくても、粘り強くてそうでなくても、勉強熱心でも不勉強でも、サンシールの精神が不足していても適応していても、批判され続ける。結局、女子学生の理想的な行動とは何かと問われれば、多くの男子学生は、ここに来ないことだと答えるのである¹⁹³⁾。

士官学校の段階ですでに、ステレオタイプなジェンダー観や性別役割分業論も強固である。「女子学生の身体的能力は、男子学生よりも常に劣っていることが望まれている」、「男性は往々にして、女性はもろくて貴重なものであるので、生活の厳しい現実から守ったほうがよいのだと考えている」などの証言が、このことを示している¹⁹⁴⁾。女子学生は、軍事的領域から離れたあらゆる種類の活動を自発的に行った場合に、申し分ないと評価される¹⁹⁵⁾。ある学生によれば、「サンシールや兵科学校 (École militaire interarmes) の女性は、男性の場所で、しばしば肉体的で時には暴力的な

193) Claude Weber, *À genou les hommes, debout les officiers : La socialisation des Saint-Cyriens*, Presses universitaires de Rennes, 2012, pp. 188-192.

194) Weber, supra note 193), p. 82.

195) Weber, supra note 193), p. 192.

仕事において、男性を指揮しなければならないため、非常識だとみなされる。技術管理団軍人学校 (École militaire du corps technique et administratif) の女性は、軍服を着てはいても文民のような仕事をするため、より受け入れられる¹⁹⁶⁾。

こうした風潮は、サンシールだけでなく、海軍のエリートを養成する学校である海軍学校にも同様に見られる。Gilles Chevalier によれば、この学校の支配的な男子学生は、国民戦線 (Front National)¹⁹⁷⁾ に熱心に投票し、女性のことを子どもを産む機械だと考えている。そして、当初はこのような考えを共有していなかった学生たちも、排除されることを恐れて、彼らに倣うようになる¹⁹⁸⁾。

このように、女性たちは、女性とは劣ったものだと思い込まされ、ジェンダーロールを押し付けられ、被害を受けても沈黙するのが得策だということ学びながら、軍人になるための教育を受ける。以上のように、女性蔑視の価値観を学生時代に刷り込まれた軍人たちが、軍隊で指揮を執ることになるため、こうしたイデオロギーが軍隊全体に広がるのである。

② 生活様式

性暴力事件の発生は、軍人の生活様式によっても助長されていると考えられる。Minano と Pascual によれば、軍人が勤務時間と休憩時間をすべて共有する閉じられた軍隊においては、絶え間ないミソジニーが、女性にとって危険な雰囲気を少しずつ浸透させる。Bruno Cuche 将軍は、「男女が同居することの社会生活上の困難」に言及し、「雑居生活を送る人々の中に暴走がある」と指摘している¹⁹⁹⁾。とりわけ海外作戦中にはこの問題が深刻化し、女性たちは、就寝中に強姦されたり、入浴中に盗撮された

196) Weber, supra note 193), p. 303.

197) 1972年に Jean-Marie Le Pen が創設した人種主義的、排外主義的な極右政党。2018年6月に国民連合 (Rassemblement National) と名前を変え、現在では穏健路線をとっている。

198) Minano et Pascual, supra note 118), p. 111.

199) Minano et Pascual, supra note 118), pp. 56, 65.

り、盗撮写真を同僚の間で回覧されたりしている²⁰⁰⁾。このように、共同生活が、女性に対する攻撃を発生しやすくしている。

③ 雇用基準の緩和

徴兵制廃止から生じた新兵の不足という問題により、女性に軍隊への門戸が開いた一方で、軍人の選抜基準が下方修正された²⁰¹⁾。2005年には、陸軍の採用責任者である Thierry Cambournac 将軍が、資格を持っておらず困難な状況にある若者に志願兵の職を3500留保すると発表し、「モーターバイク泥棒やスプレーで落書きする人を雇うことには、軍人になることを受け入れる条件として、どんな問題もない」と断言した²⁰²⁾。採用基準を緩めることで、素行不良のために通常の雇用市場に入れなかった人や、本来であれば人間性の問題のために採用されなかった人が軍隊に入ることになり、軍隊内で問題が生じる危険が高まっている。

(2) 再生産要因

次に、軍隊における性的・性差別的被害の再生産要因について検討する。再生産要因は、個々に独立したものではなく相互に関係しあっているが、ここではいくつかの側面に焦点を当てて述べることにする。

① 加害者の免罪と被害者の不利益

軍隊では、性被害の責任は女性にもあるとされてしまい²⁰³⁾、加害者に対して寛容な風潮がある。例えば、ある空軍主任伍長は、2人の女性に対

200) Minano et Pascual, supra note 118), pp. 80-91.

201) Minano et Pascual, supra note 118), p. 70.

202) *Libération*, 11 janvier 2005, https://www.liberation.fr/france/2005/01/11/recrutement-dans-l-armee-c-est-reparti_505755 (visité le 14 juil. 2021).

203) 軍隊が性暴力事件を防ぐために女性に注意を促し女性の行動を統制する (Prévoit, supra note 93), pp. 89-91, 本稿第4章第1節第3段落参照) ということは、このことの証左の一例となる。

する性的攻撃罪での未決拘留中に配置転換されたが、新しい配属場所で、司令官から、「堂々としていればよい。君には自ら咎めるべき点はない」と言われるなど、同情されたり励まされたりしていた²⁰⁴⁾。

懲罰の面でも同様である。例えば、何人もの部下に対するハラスメントで有罪判決を受けた憲兵隊士官は、3件の告訴を受けながら昇進した。この士官を相手取り損害賠償請求訴訟を提起して、セクハラの実害者であると認定された原告によれば、「何かが起こるとき、彼らは互いに助け合う。憲兵隊は憲兵隊の士官を守った」。また、診察の際に、15人の患者の胸や生殖器に触り、指を差し入れるなどして、重罪裁判所（10年を超える有期または終身の懲役、禁錮に処せられる犯罪を管轄する裁判所）で強姦及び性的攻撃の罪で執行猶予付き禁錮5年の刑を宣告された將軍階級の軍医は、軍隊においてはいかなる制裁も受けることはなかった。パリ大審裁判所で軍隊事件を担当している Sandrine Guillon 副検事は、軍隊内で性暴力事件が多発し、それに対する制裁がほとんどないことについての懸念を表明している。彼女によれば、軍隊においては、被害者が同意していたという面が強調され、ここが軍隊であるということでセクハラは看過される²⁰⁵⁾。

他方、被害者は非難にさらされる。例えば、上官に強姦された19歳の陸軍志願兵は、淫売呼ばわりされて、同僚からも机の上に生殖器を置かれて性的関係を迫られるなどセクハラを受けたため、階級組織にこれらの事件を報告したが、反対に名誉毀損で告訴されるかもしれないと脅された²⁰⁶⁾。また、はさみで服を引き裂かれた空軍の軍人が上官に訴えると、その上官は、彼女を呼び出して、彼女がデリケートすぎるのだと言った挙句、彼女を「男の気を引く女」扱いした²⁰⁷⁾。

配置転換や解雇を仄めかされ、実際にそれが行われる例も多数ある。上

204) Minano et Pascual, supra note 118), pp. 169-170.

205) Minano et Pascual, supra note 118), pp. 157-163.

206) Minano et Pascual, supra note 118), p. 197.

207) Minano et Pascual, supra note 118), p. 268.

官からセクハラを受けた水兵が、解雇されたくなければ告発してはならないと上官から忠告された例²⁰⁸⁾、同じく上官からセクハラを受けた21歳の志願予備憲兵が、被害を訴えたために外出禁止にされ、もし告訴すれば人事異動させられると上官から言われた例²⁰⁹⁾、強姦被害者が、事を荒立てないほうがいいと上官から示唆され、告訴するとその2週間後に配置転換された例²¹⁰⁾、船内の女性士官室に入り込もうとした2人の同僚と争って負傷した水兵が、嘘つき呼ばわりされ、15日間の謹慎を命じられた例などがある。この水兵の事案に関する階級組織による調査では、いくつもの報告書が、彼女に責任があるとしていたが、報告書を書いた船員は、上官の命令でそのように書いたのだと後に告白した。彼女が異議を申し立てたことにより謹慎は10日間に短縮されたが、彼女は、「反逆的」でその「行動と気質は軍隊組織に適合しないものである」と評価され、何度も配置転換されて、最終的には退役することになった²¹¹⁾。このように、被害者はキャリア上の不利益も被る。

軍隊組織やその構成員が加害男性に対して寛容であり、被害者が攻撃され不利益を被ることによって、性暴力が再生産される。一例として、強姦されて鬱病になった陸軍志願兵が、上官に被害を訴えたが、告発しないほうが良いと言われたので断念すると、その上官は、彼女のことを沈黙が守れる人だと判断し、彼女の部屋に侵入して膣に指を入れるなどするようになった²¹²⁾。被害者が沈黙させられることで、加害者は野放しになり、さらなる被害が生まれ、被害者はますます沈黙を強いられる。

② 組織内で支援を得ることの困難

軍隊内で被害者を支援する人もまた、不利益を課される。

208) Minano et Pascual, supra note 118, p. 137.

209) Minano et Pascual, supra note 118, pp. 148-149.

210) Minano et Pascual, supra note 118, p. 177.

211) Minano et Pascual, supra note 118, pp. 207-213.

212) Minano et Pascual, supra note 118, pp. 221-222.

例えば、軍社会活動局 (service d'Action sociale des armées) で勤務していたあるソーシャルワーカーは、告発するよう強姦被害者に助言したことで、若い娘たちを唆して告発させる支援者として認識され、機動憲兵隊に配転させられた。配転先で新しい執務室として彼女に与えられたのは、使われなくなった古い兵舎だった。そして、ほかの機動憲兵が任務に就いている間も、彼女には何の仕事も与えられず、部屋に籠もっているように命じられていた。彼女が、モラルハラスメントを理由として、裁判所に国防大臣を訴えたところ、裁判所はその事実を認定した。しかしそれでも、侮辱、嫌がらせ、孤立、過剰業務、ハラスメントは変わらず、彼女は心臓を病んで外科手術をすることになり、家族は離散した。

軍職業訓練センター (Centre militaire de formation professionnelle) のレストランで働いていた女性も、セクハラ被害者を援助したため、「人間関係のいかなる損害をも避ける」という理由で配転された。配転先では、上官から、彼女の存在は望まれておらず、沈黙を守れない人員は好まれないのだと言われ、嫌がらせと侮辱を受け、自殺未遂まですることになった。しかし、国防省の弁護士は、彼女のそうした行動を、「同僚や階級組織に対する攻撃的で否定的」な態度の発露だと解釈した。彼女は、「あなたの仕事の質は改善されず、同僚との関係も直属の階級組織との関係も、極めて難しくなっている」との通知を入院中に受け取り、解雇された²¹³⁾。

自らもハラスメント被害者である陸軍中尉は、セクハラ被害にあった下士官を励ました際に「フェミニスト連合を作った」として非難され、隊長から何度も呼び出され、国軍病院 (Hôpital d'instruction des armées) の精神科医から「軍隊組織への不適応」と診断されて、病気休暇を提案された²¹⁴⁾。

このように、被害者を支援すると不利益が課されるため、軍隊内での支援は望めない。

213) 以上、Minano et Pascual, supra note 118), pp. 223-226, 228-230.

214) Minano et Pascual, supra note 118), pp. 269-270.

③ 告発のしづらさ

軍隊のことをフランスでは *grande muette*（巨大な沈黙）と呼ぶことがあるが、軍隊では個人の表現行為が抑圧されており、性被害の告発は難しい。

まず、制度的な問題がある。船内の女性士官室に入り込もうとした2人の同僚と争ったために、配転され、兵役不適格を宣言された前述の水兵が、当時の国防大臣である Alain Juppé に手紙を書いて訴えたところ、軍人事務局長 (*directeur du personnel militaire*) から次のような手紙が届いた。「すべての軍人が、階級的秩序と権限行使に従属する。この点を考慮すれば、発生した個人的状況に言及したいと考えている軍人は、階級的なルートを使って、組織の司令官に相談しなければならない。いかなる場合にも、国防大臣に直接訴えかけてはならない」²¹⁵⁾。元軍医長である Stéphane Lewden によれば、訴訟を起こすときには階級的なルートを経なければならず、もしそうしなければ厳しく非難される。性暴力被害を告発するときには、まずは上官に報告し、その上官が階級組織に報告し、最終的に首脳部にまで届くというピラミッド型の構造を通らなければならないのである。そして、元軍医である Marc Lemaire によれば、部隊に問題があれば隊長がその責任を負うことになり、それは隊長のキャリアにとって汚点となるため、隊長は事件をもみ消そうとする²¹⁶⁾。そこで、被害者は、事件を上官に報告するときに、告発しないように圧力をかけられ、それに背いた場合には配置転換させられる。

また、軍隊は閉鎖的な組織であり、発生事案の告発は、「集団の忠誠への侵害または集団の完全さへの脅威として受け止められる」²¹⁷⁾。Marie-France Henry によれば、国防省内では暴力事件がデリケートな主題とされ、自制して話される。国防省内には、階級組織に立ち向かうことや責任

215) Minano et Pascual, *supra* note 118), pp. 211-212.

216) Minano et Pascual, *supra* note 118), pp. 178-180.

217) Minano et Pascual, *supra* note 118), p. 191.

者を非難することへのためらいがあり、沈黙の掟が支配しているのである²¹⁸⁾。Lewden は、「波風を立てない方が良い。話をする人は悪くみられる」と証言しており、医師である Patrick Ringiard も、極めて強い集団現象の存在を確言し、集団における団結が沈黙と黙認を確立しうることを指摘している²¹⁹⁾。

Minano と Pascual は、「性暴力被害者の最も危険な敵」として、「自己検閲と沈黙の掟」(autocensure et omerta) の問題を提示している²²⁰⁾。Philippe Mazy 将軍によれば、「若い娘は、このきわめて男性的な階級組織に訴えることをためらう。そして、告発するためには、真の勇気が必要である。というのは、若い娘は、軍隊組織全体を告発するような気がしてしまうからである。こうした事件の大部分は告発に至らなかった。強い集団精神を持っている人にとって、軍人を告発することは心理的に困難である」。パリ軍事裁判所の元予審判事である Brigitte Raynaud は、告発がキャリアの展開の終焉をもたらしうることを指摘したうえで、その内容が性的なものであるときには、さらに告発しづらくなると述べている。マルセイユ大審裁判所で軍隊の刑事事件を担当している Emmanuel Merlin 副検事も、「この種の事件では、話すことをキャリアとの関連で恐れる娘たちがいる」と評価している。また、Raynaud と同じくパリ軍事裁判所に勤めていた Alexandra Onfray 検察官は、軍隊の風紀の事件をあまり扱うことがなかったのは、そうした事件が存在していないからではなく、告発がなされないからではないかと述べている。告発がなされないのは、性暴力を告発する女性は、組織に不利益を与えるということで、厄介な人とされ、キャリアに影響があるためである²²¹⁾。

性暴力の経験は、羞恥心や、スティグマ化や報復への恐れのために、過

218) Minano et Pascual, supra note 118), pp. 272-273.

219) Minano et Pascual, supra note 118), p. 226.

220) Minano et Pascual, supra note 118), p. 237.

221) Minano et Pascual, supra note 118), pp. 243, 247.

少に報告される²²²⁾。フェミニスト性暴力対策協会（Collectif féministe contre le viol）の電話常設窓口には、1999年2月から2013年3月の14年間で45000件の訴えがあり、272人の女性が軍人による性暴力を告発するために電話していた。しかし、同組織の長である Emmanuelle Piet は、軍隊において沈黙の掟が強く、同僚間の紐帯によって被害者は告発できないようになっているため、情報収集には限界があると述べている。Gilles Chevalier が強調するように、告発の数と現場の苦悩との間には溝があるため、告発された事件は氷山の一角にすぎない²²³⁾。

一般市民社会においても、性暴力被害者が自責の念に駆られて告発できないということは、しばしば指摘されている。被害者が、悪いのは自分だと思いついてしまうのは、社会が、性暴力被害を被害者に帰責し、被害者を攻撃するためである。本節(2)①で触れたように、軍隊においては、性暴力を防止する責任は女性側にもあるとされてしまうため、この認識のもとで、一般社会以上に被害者は責められる。そして、女性たちもこの価値観を内面化してしまい、身を守れなかった自分が悪いのだという認識に陥りやすい。こうしたことにより、性暴力被害者は、被害を矮小化し、あるいはなかったことにしようとする。自分が遭遇した出来事はたいしたことではないのだと自らに言い聞かせることで、自分を納得させるほかはないのである。被害者側の矮小化の背景には、このような自己防衛の他に、性暴力が常態化していることによる感覚の麻痺や、さらには、被害者になることを拒否することで、性的客体という伝統的な女性像に還元されることを避けようとする意図があると考えられる。

また、性暴力被害者というスティグマを恐れる感情は、一般女性も持ちうるものであるが、女性軍人の場合には、特別の意味を持つように思われ

222) Brittany L. Stalsburg, *Military sexual trauma: The Facts*, Service Women's Action Network (SWAN), 2010, p. 3, <https://www.yumpu.com/en/document/read/37008488/military-sexual-trauma-the-facts-service-womens-action-network> (visité le 14 juil. 2021).

223) Minano et Pascual, *supra* note 118), pp. 252-253.

る。それは、一般人よりも強くなければならないとされている軍人が被害に遭うことで、軍人としてのアイデンティティが揺るがされるからである。ある陸軍士官は、軍隊内で上官からの性暴力被害に遭っていたが、それが知られることを恐れ、告発をためらった。彼女は、自分たちは完璧でありたかったし、弱いと思われなくなかったのだと証言している。ある幹部も、女性たちは、スティグマ化されることを恐れており、男性とは異なる条件を持った脆くてか弱いものとみなされたくないと思っているのだと分析している²²⁴⁾。本章第1節(1)で言及したように、女性は、男性化することで軍隊内に居場所を得ようとしている。男性のようであればならないということは、自分が性的な対象とされるようなことがあってはならないということであり、彼女たちは、性暴力被害に遭っても告発できない。

同様の指摘は、佐藤文香によってもなされている。「犠牲者は無防備で傷つきやすく、それゆえ、その任務が弱者を守ることである軍隊に居場所を持たないのである」という Sasson-Levy の指摘や、アメリカでテイルフック事件²²⁵⁾が起こった際に、「テイルフックでわが身を酔っ払いから守れなかった女性たちが、セルビア人やイラク人と戦うために送られるとはわけがわからない」という非難が被害者である女性軍人に対してなされたことなどを踏まえて、佐藤は、「守るはずの軍隊にいる女性が被害にあうことで、軍隊に存在することの正当性を剥奪されてしまう」からこそ、「軍事組織の女性たちは『セクハラ』の矮小化』を行う」のだとしている²²⁶⁾。

以上のように、被害を告発しにくいことや被害が矮小化されることにより、性暴力は増長する。

224) Minano et Pascual, supra note 118), pp. 246-247.

225) 1991年9月にラスベガスのホテルで発生した性暴力事件。海軍の現役および退役パイロットで構成されるテイルフック協会の年次大会において、酔った若い男性将校たちが同僚女性たちの胸や臀部につかみかかり、衣服をはぎ取った (Eric Schmitt, *The New York Times*, 14 June 1992, A.1.; Eric Schmitt, *Austin American-Statesman*, 8 July 1992, A3.)。

226) 佐藤・前掲書注 20) 265-266頁。

④ 対応の不徹底

軍隊内での対策は困難である。それは、女性を性的被害から守るための措置が、一方では、特別扱いとして男性から批判され、他方では、軍隊の一員として認められるためには危険も顧みない女性たちによって拒絶されるためである。例えば、ボスニアでの作戦の際には、宿営での男女混合の生活が禁止され、女性専用の区画が設けられた。しかし、このことは男性の抗議を招いたため、男性が女性の区分に寝泊まりすることや、男性が密集しなすむように区割りを再編成することを、女性たち自身が提案した²²⁷⁾。また、マリにおける作戦でも、女性たちは、特別待遇と捉えられるのを避けるために、男女混合で眠ることを自ら選んだ。別の女性も、テントがもともと男女別になっていたにもかかわらず、男性社会に溶け込むために、昼も夜も男性たちの間にいることを望み、責任者と交渉までして、男性のテントで就寝することを選んだ。このような雑居生活の結果、同室で生活していた上官から就寝中に性的被害を受けた女性もいる²²⁸⁾。

Sorin によれば、男性と同じ部屋で就寝した陸軍の尉官は、もし自分が1人部屋を使えば、女性は常に問題を起こすのだと言われたらうと述べている。女性が男性と同じレベルであるということを示すためには、男性と同じ決まりに従い、離れた場所に身を置かないことが重要である²²⁹⁾。

ただでさえ、軍隊内に女性が居場所を得ることは難しいのであるから、女性が優遇されていると受け取られるようなことがあれば、女性への風当たりはますます強くなる。したがって、現場において対策を講じることは難しい。

さらに、これまで、議会や政府は、軍隊での性被害対策についてそれほど熱心ではなかった。国民議会国防軍事委員会の初の女性委員長で、社会党議員の Patricia Adam によれば、軍隊内男女平等は議題のプライオリ

227) Prévot, supra note 93), pp. 89-90.

228) Minano et Pascual, supra note 118), pp. 76, 81-83.

229) Sorin, supra note 60), pp. 176-177.

ティーを構成していない。

元国防大臣の Michèle Alliot-Marie は、性差別主義的暴力については記憶が欠落しており、「数人の古老の心の中の偏見」を除いては、困難はなかったと証言している。彼女は、被害者たちから面会などを要求する手紙を受け取っていたが、それらを拒絶した。軍人権利擁護協会 (Association de défense des droits des militaires) も、軍隊内性暴力の無処罰を告発する手紙を彼女に送ったが、加害者は規律に従って処分されており組織は被害者に支援を提供していたとの返事が返って来た。

Hervé Morin 国防大臣 (当時) も、ハラスメント被害者である陸軍中尉を助けるよう軍人権利擁護協会に手紙で要求されていたが、要求に応えなかった。Morin によれば、情報はただでさえとも隠されるが、秩序や規律を守らなかった軍人が問題となったときには、さらに隠される。彼は、軍隊内性暴力の事件を聞きつけることは決してなかったと主張する。「私たちは、『ファッショ』的な振る舞いについて話すのが聞こえたが、女性に対するハラスメント、まして強姦については聞いたことがない。軍隊に、それ以上の非難すべき行動があるとは思わない。というのは、懲戒制度があるからである」²³⁰⁾。

第3節 小 括

本章では、フランス軍の中で発生している女性の性的・性差別的被害の実態を明らかにしたうえで、軍隊においてそうした被害が起りやすい要因について検討してきた。そして、軍隊には、高位軍人を生み出す士官学校の風潮や、劣悪な環境下での男女の雑居状態といった一次的要因のみならず、様々な再生産要因が存在しているということが分かった。

軍人権利擁護協会の長である Jacques Bessy によれば、軍隊組織には、イメージを守らなければならないという強迫観念があり、性暴力事件が組

230) 以上, Minano et Pascual, supra note 118), pp. 263, 265-272.

織外に出ることを防ぐためなら、軍隊は何でもする²³¹⁾。軍隊では、組織のイメージ保持が最重要課題であるため、軍隊内に性暴力事件など決して存在してはならず、徹底的に隠蔽される。そして、加害者は寛大な扱いを受け、被害者が非難される。また、事件の告発は、組織への裏切りとして認識される。このように、軍隊においては、レイプ神話²³²⁾が極めて根強く残っているということが見て取れる。

軍隊は、国家公認の暴力装置であり、市民社会においては違法行為とされる殺人を合法的に行う権限を付与されているため、その行動には無謬性がなければならない。したがって、性被害はなかったことにされ、加害行為が正当化される。このことが、軍隊においてレイプ神話が瀰漫している所以であると考えられる。軍隊がこのような特殊性を持つ組織である以上、軍隊において、レイプ神話を打破し、女性の被害をなくしていくことは難しい。

以上のように、軍隊は、組織の性質ゆえにそうした被害が発生しやすく、それが再生産される条件もそろっている。軍隊における女性の性的・性差別的被害の問題は、一般社会とは比較にならないほど深刻である。

とはいえ、近年、政府・国防省も、性暴力や性差別の対策に乗り出している。2014年4月に国防省は、性暴力、性差別、セクハラに対処するために、対策室テミス (la Cellule Thémis) を創設した。この組織は次のような任務を担っている。まず、必要な即座の保護措置が行われているかどうか

231) Minano et Pascual, supra note 118), p. 141.

232) レイプ神話とは、例えば、女性にはレイプ願望がある、レイプとは露出度の高い服装をしている女性が夜道を一人で歩く女性が見知らぬ人からされるものである、女性が本気で抵抗すればレイプは防げる、女性は虚偽の告発をする、といったものである。レイプ神話は、「レイプを許容し促進する『文化』諸要素の最も重大な核となっており、(中略)……レイプはやむをえないし加害者に罪はなくむしろ被害者のとがである、と思わせる役割をはたしている」(杉田聡『レイプの政治学——レイプ神話と「性=人格原則」』(明石書店、2003年) 16-17, 41頁, 宮園久栄・長谷川卓也「刑事事件とジェンダー」第二東京弁護士会・両性の平等に関する委員会・司法におけるジェンダー問題諮問会議編『事例で学ぶ司法におけるジェンダー・バイアス 改訂版』(明石書店、2009年) 148頁)。

検証し、もし行われていなければ、それを行うよう権力機関に要求する。また、被害者に連絡を取り、被害者の権利について知らせ、必要な支援を提供する。司令部と司法当局によって行われる調査とは別の行政調査を行うこともできる²³³⁾。2014年7月から2020年までの6年半で、この対策室は、76件の強姦、129件の性暴力、316件のセクハラおよび性差別的ハラスメント、120件の性差別を含む計732件の問題を扱った²³⁴⁾。

2019年、この対策室は、「ストップ、性差別的・性的暴力」(Stop aux violences sexistes et sexuelles)と題する軍人手引書を発表した。Florence Parly 国防大臣は、前書きで次のように述べている。「国防省は、性暴力、セクハラ、性差別、性的侮辱などあらゆる形式の性的・性差別的侵害との闘いに決然として乗り出した。これらの許しがたい行動は、階級組織によって、場合によっては裁判所によって、処罰されなければならない。被害者のためには、人間的・社会的な高い費用が掛かるが、傷つけられるのは、私たちの組織の人々の団結と、国防省のイメージである。したがって、私は、これらの受け入れがたい行動の根絶に貢献する」²³⁵⁾。

この手引書では、被害者がとるべき対応について、以下のように説明されている。被害者には、まず、拒絶を示すこと、加害者の不正行為に身をさらさないことが求められるが、被害者は、省の内外の支援を受けることができる。省内では、対策室テミス、軍隊の医療センターの医師や、視察官、

233) 国防省 WEB サイト, <https://www.defense.gouv.fr/content/download/585557/9960955/Themis%20-%20Triptyque.pdf> (visité le 14 juil. 2021).

234) 国防省 WEB サイト, <https://www.defense.gouv.fr/portail/vous-et-la-defense/egalite-femmes-hommes/lutte-contre-les-harcelement-discrimination-et-violences-sexistes-et-sexuels/bilan-perspectives-et-plan-d-action> (visité le 1 nov. 2021).

235) Ministère des Armées, « Stop aux violences sexistes et sexuelles : vade-mecum des bonnes pratiques et obligations dans le cadre de la lutte contre les infractions sexuelles au sein du ministère des Armées », 2019, p. 3, <https://www.defense.gouv.fr/content/download/585558/9960963/Vademecum%20Th%C3%A9mis%20%202019.pdf> (visité le 14 juil. 2021). ここで「傷つけられる」とされているのが被害者ではなく軍人の団結と国防省のイメージである点も、性暴力対策の目的として被害者の人権保障が二次的になっているのではないかとの疑念を強めるものである。

男女混合担当者（陸軍の場合）、部門の長、厚生福祉課の担当者、省外では、権利擁護官などに相談することができる。懲戒機関や司法機関に訴えるときには、まず、報告書を書き、それから行動することが推奨されている²³⁶⁾。

この手引書では、国防省が性暴力を厳しく糾弾し被害者に寄り添うことが示されている一方で、「度を越した告訴と嘘の証言」についての警告に1ページが費やされている。それによれば、「告訴から利益を引き出すとするのならば、そのような不誠実な人は、告訴が度を越している場合、又は部分的にでも全体的にでも嘘である場合には、懲罰を受けることになるのだということを自覚しなければならない」。以下、虚偽の訴えをした場合の禁錮の年数や罰金の額、名誉毀損罪の成立の可能性にまで言及がなされている²³⁷⁾。手引書には、序言で、この文書が男女平等の実現と性暴力との闘いのために作成されたものであり、被害者に寄り添うこと、性暴力の防止、国防省の計画の透明性、犯人の処罰という4項目を基本方針としている旨が示されている²³⁸⁾。それにもかかわらず、虚偽証言についての警告に紙幅を割くということは、本来の目的から外れているように思われるだけでなく、ただでさえ信じてもらえないかもしれないという不安から口を閉ざしがちである被害者に、ますます沈黙を強いる結果になるのではないかと懸念される。

また、国防法典にハラスメントに関する規定がないことについて、国防省は、ハラスメント行為は刑事の面でも懲戒の面でも処分されるため、それを特別に対象とする規定は不要であるとの見解を示してきた²³⁹⁾。しかし、2014年8月4日の2014-873号法律によって改正された国防法典に、ハラスメントの語が初登場し、その後、2016年4月20日の2016-483号法律によって再改正されて現在に至っている。現行法では、L.4123-10-1条に、

236) « Stop aux violences sexistes et sexuelles », supra note 235), pp. 33-39.

237) « Stop aux violences sexistes et sexuelles », supra note 235), p. 19.

238) « Stop aux violences sexistes et sexuelles », supra note 235), p. 5.

239) Minano et Pascual, supra note 118), p. 279. 公務員の権利義務に関する法律にはセクハラ禁止規定がある（本章第1節(2)参照）。

セクハラに関する以下のような規定がある。

いかなる軍人も次のような行為を受けることがあってはならない。

1° セクハラ，すなわち，繰り返された性的含意のある発言若しくは行動であって，それが侮辱的若しくは屈辱的な性質をもつためにその者の尊厳を侵害するもの，又はその者の意に反して脅迫的，敵対的若しくは攻撃的な状況を生ぜしめるもの。

2° セクハラと同一視されるもの，すなわち，繰り返されたものでなくとも，性的性質の行為となるような実質的又は明白な目的をもったあらゆる形態の重大な圧力で，行為者又は第三者の利益になるように追求されたもの。

とりわけ採用，任官，研修，勤務評定，懲罰，昇進，配属，異動に関するいかなる措置も，次のことを理由として，軍人に対して行ってはならない。

a) 第一段にいうセクハラ的行為を受け，又は受けるのを拒絶したという事実。ただし，第1号の場合には，それらの発言又は行動が繰り返されなかった場合も含む。

b) これらの行為をやめさせることを目的として，上官に対して申立てを行い，又は裁判を開始したという事実。

c) 当該行為を証言し，又は詳述したという事実。

第一段にいうセクハラ的行為を行い，又は行うことを指示したすべての公務員又は軍人は，懲罰を科せられる。

こうした対策の効果については，今後の検討課題となる。

第4章 軍隊における女性の立ち位置

本章では，第2章・第3章で見えてきた具体的な事実を踏まえ，軍隊内で女性が置かれている状況について，総括的に検討する。

第1節 ジェンダー規範の強固さと「男性性」

第2章で見たように、軍隊においては、女性は圧倒的少数派である。また、職域配置もジェンダー的に決定されているため、女性は、衛生部隊に比較的多い。それ以外の部隊でも、女性は、衛生や料理などの伝統的な女性のジェンダーロールを割り振られている。このように、軍隊には強固なジェンダー規範があり、このことには、軍隊と「男性性」²⁴⁰⁾との関係が影響している。

Emmanuelle Prévot は、フランス陸軍を研究対象として、軍隊と「男性性」(virilité) との関係について論じている。精神分析学者の Christophe Dejours は、この「男性性」について、「男性の性的アイデンティティに、(腕力、攻撃性、暴力、他者支配の実行と同一視された) 権力を表明する力を与える性質」²⁴¹⁾と定義しているが、Prévot はこれを踏まえて、軍隊が、この「男性性」を中心的価値とし、男性を範型として組織を構築している様を描き出している。

例えば、男性の性欲とその充足は、「当然のもの」として理解され、「真の男性」である証として正当化されている。したがって、男性軍人が女性の同僚に欲情するのは当然のことと考えられており、誘惑の企てを阻止するのは女性の責任である。ボスニアでの作戦の際には、作戦に参加する女性に向けてのブリーフィングが行われ、ある女性伍長は、海外作戦における男性の行動に関して女性たちに警告する責任を負わされた。性的行動、麻薬の摂取、暴力などの「常軌を逸した行動」の発生が危惧されるのは勤務時間外であるため、軍人の行動は、勤務時間外についても監視される。軍人は、男女を問わず同一の規律に服しているのであるが、ここで実際に監視の対象となっているのは女性である。司令部は、男性間での嫉妬が仲

240) ここでいう「男性性」とは、男性の本来的な性質ではなく社会的・文化的に構築されたものである。

241) Christophe Dejours, *Souffrance en France : La banalisation de l'injustice sociale*, Seuil, 1998, p. 104.

間との人間関係に悪影響を与えたり、恋人の存在ゆえに男性が逸脱的になつたりすることによって、任務の遂行が妨げられるという理由で、軍人同士の恋愛関係を危惧している。例えば、ある女性は、特定の男性と頻繁に会っていたということで、階級組織から叱責されることになった。このように、女性の行動は監視され記録される。こうして、女性の信頼性に対して疑念が持ち込まれ、女性はトラブルの元とされてしまう²⁴²⁾。

このように、軍隊的価値と結びつけられた「男性性」が、絶対的・本質的なものとされ、正当化されているため、男性の行動が問題となるはずであるにもかかわらず、女性が問題視される。この認識の下で、ジェンダー規範も軍隊特有の強固なものになっている。

女性軍人は、酒に酔ってはならず、女性的な言葉遣いや振る舞いを採用しなければならず、性差別的または性的な冗談や言い寄り、他の女性軍人に対する品評を、気を悪くすることなく受け入れなければならず、貞淑さを要求される。他方、男性軍人は、飲酒できなければならず、強く、威厳があり、尊敬されるようであればならず、軍隊における女性の存在への不承認を表明しなければならず、性的行動への愛着を示さなければならない²⁴³⁾。

Prévo によれば、男性的特徴の表明だけが、人を真の軍人たらしめる唯一の要素である。したがって、「女性でいること」(être une femme)と「軍人であること」(être un militaire)とは互いに排他的であり、軍事役務を担おうとする女性はいずれかを選ばなければならず、「女性軍人である」(être une militaire)という選択肢はない²⁴⁴⁾。

第 2 節 女性の疎外

この「男性性」をもとにした組織のあり方によって、男性軍人間の連帯

242) Prévo, supra note 93), pp. 88-90, 95.

243) Prévo, supra note 93), pp. 91-92.

244) Prévo, supra note 93), p. 87.

が強化され、そこから女性が排除される。

Prévo^t は、「軍人は皆、強い男性でいることを教え込まれており、強い男性としての価値を常にどこかで示さなければならない」との下士官の言葉を引用し、男性性が軍人の表象の中心にあると主張している。そして、男性モデルに従わない人々は、男性としての地位が否定されるという危険にさらされるため、男性軍人には、先述したような規範に則った行動が要求される。このようにして、「男性的仲間関係」(camaraderie virile) が強化され、男性の支配的な地位が確立される²⁴⁵⁾。社会学者の Michel Pialoux は、共に飲むことによって、男性たちが「同じ世界、親愛の情にあふれた男性的世界、価値観を共有している世界の一部をなしており、同じ言語を話しているのだということを確認する」²⁴⁶⁾と指摘するが、Prévo^t によれば、彼らの「共通言語」には「女性」に関する話題もある²⁴⁷⁾。

また、Eleonora Elgue^{zabal} は、憲兵隊の男性的モデル (modèle viril) について論じている。軍隊外の一般的な職場では、労働者集団の男性主義的性格 (virilisme ouvrier) は脆弱化しているが、憲兵隊では、それは組織や仲間と一体化するための方法として有効なままなのである²⁴⁸⁾。

このように、軍隊においては、強固なホモソーシャル的連帯²⁴⁹⁾ が形成

245) Prévo^t, supra note 93), p. 92.

246) Michel Pialoux, « Alcool et politique dans l'atelier. Une usine de carrosserie dans la Décennie 1980 », *Genèses*, n°7, 1992, p. 102.

247) Emmanuelle Prévo^t, « Alcool et sociabilité militaire : de la cohésion au contrôle, de l'intégration à l'exclusion », *Travailler*, n°18, 2007, p. 170.

248) Eleonora Elgue^{zabal}, « Métiers d'ordre, métiers virils ? Genre et capital culturel en brigade de gendarmerie », *Cahiers du genre*, n°67, 2019, p. 170.

249) 上野千鶴子によれば、ホモソーシャルとは、性的であることを抑圧した男同士の絆のことである。ホモソーシャルな男が自分の性的主体性を確認するための仕掛けが、女を性的客体とすることである。裏返しに言えば、女を性的客体とすることを互いに承認しあうことによって、性的主体間の相互承認と連帯が成立する。すなわち、ホモソーシャルな連帯とは、性的主体（と認めあった者）同士の連帯である。男と認めあった者たちの連帯は、男になりそこねた男と女とを排除し、差別することで成り立っている（上野千鶴子『女ざらい ニッポンのミソジニー』(朝日新聞出版, 2018年) 27-41頁)。

されている。第3章では、軍隊においては、一般の社会よりも性的・性差別的被害が発生しやすいということを明らかにしてきたが、性的客体化によっても女性は疎外される。性暴力による疎外効果については、上野千鶴子が、セクハラを俎上に挙げて、次のように指摘している。「セクハラはジェンダーの実践である。職業人や研究者である女性を、ジェンダーの属性に還元して『お前は女だ』『しょせん女だ』『思い知れ』という権力の誇示と、それによる男としてのアイデンティティの確認が、セクハラのコアにある」²⁵⁰⁾。女性が軍人になることは、軍隊内のジェンダー秩序と男性としてのアイデンティティを破壊する行為である。性暴力が行われることによって、女性軍人は、自分が女性であり性的客体であるということを思い知らされているのである。

Katia Sorin も、競争相手としての女性を疎んじるがゆえに性的客体化が行われるのだとして、次のように述べている。軍隊では、20年前には、女性はとてまもなく、極めて限定的なかつ女性のものと定められた職域において、男性の地位とキャリアを危険にさらすことはなかった。しかし、今日では、女性の数は増え、あらゆる領域に存在するようになり、男性の直接的な競争相手となっている。女性は、男性と同等か往々にして男性以上に有能で、男性の地位を脅かす。したがって、男性は、常に、彼女たちを性的客体の地位に連れ戻そうとする²⁵¹⁾。

さらに Sorin は、軍隊において女性が拒絶されている様を具体的に描いている。拒絶の手段として多く行われているのは、女性が存在していないかのようにふるまうことである。例えば、一部の男性は、女性に挨拶をせず、声をかけず、食事を共にすることもない²⁵²⁾。

こうした中で、女性たちは対処法を学んでいく。Sorin によれば、性的な冗談に対してとられている対処方法は2つある。1つは、男性がショッ

250) 上野・前掲書注 249) 332頁。

251) Sorin, supra note 60), p. 144.

252) Sorin, supra note 60), p. 170.

クを受けたり拒絶の態度を示したりしないような限度でやり返すこと、もう1つは、何も応酬せず言わせておいて、彼らが飽きるのを待つことである。彼女たちは、こうしたことに慣れ、感情を抑制しなければならない。ある役割を演じなければならないかもしれないし、自分の人格とはかけ離れた新たな人格を構築しなければならないかもしれない。ある海軍士官候補生の女性は、性的な冗談について、「ショックを受けてはならず、それを受け入れることができるのだと示さなければならない。そうすることが、統合に有利に作用するのである。（中略）……彼らを変えようとしてはならない」と証言している²⁵³⁾。

また、Prévo^t は、「男性のように」行動する女性や、「女性らしすぎる」振る舞いをする女性は、いずれもスティグマを押されると指摘している²⁵⁴⁾。Claude Weber も、女性たちはかわいらしすぎても男らしすぎても軍隊内に居場所を持たないのだと分析している²⁵⁵⁾。

以上のように、軍隊は男性を範型として構成されており、そのもとでホモソーシャル的連帯が形成されていくため、女性は疎外されざるをえなくなる。

第3節 女性の分断

本章第1節末尾のPrévo^tの指摘のように、「女性でいること」と「軍人であること」とは両立しえないと考えられている。したがって、女性軍人は、いずれかを選ばなければならない。具体的には、料理や給仕、看護といった伝統的な女性のジェンダーロールを担うか、女性性を徹底的に排除して、身体的なものも含む男性化を追求し、一人前の軍人として認められることを目指すか、ということになる。実際、女性軍人は、女性のジェンダーロールを忠実に演じようとしたり、反対に、身体的差異をも捨象し

253) Sorin, supra note 60), pp. 172-174.

254) Prévo^t, supra note 93), p. 91.

255) Minano et Pascual, supra note 118), p. 40.

て男性同僚とまったく同様にふるまおうとしたりしながら煩悶しており、このいずれかの手法で、軍隊内に居場所を得ようとしていることが窺える(第3章第1節(1)参照)。しかし、前者を選べば、従来の性別役割分業構造を強化することになる。一方、後者を選んで男性化を追求したところで、本当に男性になれるわけではなく、ホモソーシャルな集団の中で名誉男性の称号を得られるにすぎない。

Sorin によれば、女性は、いくらかの特権を獲得するために、女性らしさを演じようとする²⁵⁶⁾。そして、女性的な仕事をする女性軍人は、男性の上官や同僚から可愛がられていた。そうした女性は、男性と競争しようとするのではなく、男性たちは、彼女たちをまず女性として見ており、軍人たる同僚としてではなく、男性たる同僚としてふるまっていたのである²⁵⁷⁾。

そのように、女性的とされている仕事を担い、女性らしさを演じることで軍隊内に居場所を得ようとする女性は、一人の男性に帰属すること、すなわち婚姻によって、その地位を強化することができる。女性の婚姻には、それによって性暴力被害を免れられるという重要な意義がある。ある女性中尉によれば、性的圧力が弱まる唯一の要因は、男性軍人との婚姻である。婚姻によって、女性は庇護され、敬意を払うべき人となり、男性同僚は遠慮を持つようになるのである²⁵⁸⁾。実際、自分が既婚者であることを伝えることで、性暴力を振るわれないようにしていた女性士官の例もある²⁵⁹⁾。第3章第2節(1)①で扱ったサンシールにおいても、恋人を持つことで男子学生からの攻撃が弱まるということが、Sorin によって指摘されている²⁶⁰⁾。

このように、女性は、自分の力では性暴力から逃れることができず、男

256) Sorin, supra note 60), p. 163.

257) Sorin, supra note 60), p. 145.

258) Minano et Pascual, supra note 118), p. 48.

259) Minano et Pascual, supra note 118), p. 95.

260) Sorin, supra note 60), p. 108.

性に頼るしかないという状況になっている。そして、婚姻すると被害を免れることができるようになるというのは、他の男性が、その女性の所有者とみなされる夫に配慮して、所有物に手を出さなくなるということにすぎず、その女性自身が個人として尊重されるようになったからではない。このように、女性は男性への帰属によって軍隊という男性社会に居場所を得るという仕組みが出来上がっている。

伝統的な女性のジェンダーロールを演じたり男性軍人の妻になったりすることによって軍隊内での地位を確立しないのであれば、残る手段は名誉男性化である。男性化を選んだ女性は、肉体的にも男性化しようとし、男性的であるとされている行動をとり、男性社会の一員になろうとしている。この男性化は他の女性への蔑視を伴う。

軍人として「成功」しようとする女性は、名誉男性としての地位を得て、他の女性たちを抑圧する。ある女性伍長は、上官の気を引いているとして女性隊員たちを非難した²⁶¹⁾。また、ある女性下士官は、「男たちの関心を引くことを避ける」ために「女らしさを隠して」生活し、男性社会において「全体的に成功」していた。彼女は同僚男性たちの行動に寛大で、「娘がたやすく見えたら、どうせなら誘惑するほうがいい」とまで言う²⁶²⁾。このように、一部の女性は、男性的価値観に合わせて他の女性を性的存在として扱うことで、自分はそのような女たちとは異なるのだということを示すのである。

Sorin によれば、一部の女性は、男性軍人が自分たちの前で卑猥な話をすることを歓迎している。そのことによって、彼女たちは、自分たちが男性社会の一員として認められているのだと認識できるからである。彼女たちが、女性を性的客体化するような話に不快感を表明することはない。それどころか彼女たちは、男性軍人が自分たちを「他の女性たち、すなわち、必要以上に性的な意味づけを与えられた人間と混同していない」とい

261) Minano et Pascual, supra note 118), p. 53.

262) Minano et Pascual, supra note 118), p. 94.

うことに満足している²⁶³⁾。

ある下士官候補生は、自分は女性として当然とはいええない任務を行っているので、自分が軍隊にすることが誇らしく思えるのだと話し、軍隊の過度の女性増加に反対している。これについて Sorin は、軍隊において女性が例外的な存在でいることが彼女たちの価値を高めることになるため、女性軍人は少数派であり続けようとするのだと述べている²⁶⁴⁾。

このように、少数派であることの恩恵を感じている女性もいる。こうした女性にとっては、軍隊内男女平等推進による女性軍人の増加など、迷惑以外の何物でもない。

以上のように、女性軍人は、伝統的な女性像を演じる者と、名誉男性化する者との二分される。いずれも、女性が軍隊という男性社会で生き延びるための手法であるが、軍隊のジェンダー的構築を解体するために両者が共闘することはない。

Prévoit は、次のように分析している。軍隊に統合されたいという気持ちによって、女性軍人は、「男性的な」視線でほかの女性を見て、「悪い女性」から「良い」女性軍人を区別する。「悪い女性」とは、軍隊の共同体における女性軍人のスティグマ化に寄与し、統合を不確かにする姿勢を持つ人のことである。そして彼女たちは、男性の慣習を尊重し、偏見の責任は女性自身にあると考える。彼女たちは、ジェンダーによってもたらされるスティグマ化から逃れるために、男性から区別されることを避け、女性の集まりへの参加を断るなど女性から区別されることを試みる。こうして、女性は、連帯ではなく分裂に向かう。

そして、女性たちは、「男性的でいることはできないし男性的であってはならない」のであるが、「男性性に敵対してはならない」との考えに囚われている。一部の女性は、自らの女性性 (féminité) を解体して、男性のジェンダー規範に従おうとしており、両性の職業的平等の要求のよう

263) Sorin, supra note 60), pp. 167-168.

264) Sorin, supra note 60), p. 144.

な、女性についての包括的な議論を拒絶する。彼女たちの目標は、何よりもまず、「何も激変させることなく、軍人文化に適応すること」なのである²⁶⁵⁾。

以上のように、自らを男性化することで軍隊内に居場所を得るためには、自分は女性一般とは異なるのだということを示す必要がある。したがって、名誉男性化を目指す女性たちは、他の女性を蔑視する。彼女たちは、軍隊が男性を範型として構成されており女性が劣位の存在であることを受け入れたうえで、そこからの自らの差別化を図ろうとする。このように、男並みになって認められようとする女性たちの行動は、ホモソーシャルな連帯に名誉男性として組み込まれようとするものにすぎず、男女平等を目指すものではない。その上、名誉男性はあくまで名誉男性であって男性ではないため、二次的存在であることに変わりはない。したがって、名誉男性化に成功した女性も、抑圧から逃れることは不可能である。そして、女性差別構造は再生産され続ける。

このように、「自分を女の『例外』として扱い、自分以外の女を『他者化』することで、ミソジニーを転嫁する戦略」を、上野千鶴子は、『『例外』戦略』と表現する。その戦略のうちの一つが、「男から『名誉男性』として扱われる『できる女』になる戦略」である。上野は、このような女性が、ホモソーシャルな男の共同体へ「名誉男性」として迎えられとしても、決して「仲間」と認められることはなく、彼女たちは、「例外」視を通じて、「普通の女」への蔑視を再生産しているのだと述べている²⁶⁶⁾。

以上のように、女性軍人は、自分より弱い立場の女性を蔑視することによって、軍隊内での地位を確保しようとするので、女性の地位の向上や人権保障が女性の共同要求にならないどころか、女性同士が反目しあうことになる。したがって、軍隊において、女性の連帯は成り立たない。そして、「分割して統治せよ」(*Divide et impera*) というように、このような分

265) 以上、Prévo, supra note 93), pp. 96-99.

266) 上野・前掲書注 249) 249-251頁。

断は支配者にとっては好都合である。軍隊のジェンダー構造を維持し、女性を二流の存在にとどめたままで、軍事力強化のために女性の力を利用できるからである。

おわりに

本稿では、フランス軍における男女不均衡と女性の性的・性差別的被害の検討を通して、軍隊内の女性がいかなる状況に置かれているのかということについて検討を進めてきた。そして、フランスでは、軍隊内男女平等が国策として進められているものの、依然として女性軍人の割合は低く、職域配置にも偏りが見られ、ガラスの天井が存在しているということ、軍隊においては一般の社会よりも性的・性差別的被害が発生しやすいということが明らかになった。一部のフェミニストは、男女平等のために軍隊への女性の参入を求めているが、女性の数を増やしたり女性が戦闘領域に入れるようにしたりしても、実態としては、女性は疎外されやすく、女性軍人同士が共闘して組織内の女性の地位を向上させるということは困難なのである。

このような検討を踏まえると、上のようなフェミニスト、とりわけ「ミリタリスト平等派」が抱えている問題が見えてくる。それは、「ミリタリスト平等派」の主張、すなわち、男女の差異を個人差よりも小さなものと考え、男女に対する権利と義務の平等な分配を求めて軍隊への女性の参入を要求する主張が、実際には成り立ちにくいのではないかということである。なぜなら、軍隊の組織としての支配的イデオロギーは、男女の差異を個人差よりも大きなものと認める「ミリタリスト差異あり平等派」にしかない一方、個人のイデオロギー傾向としては、一部の女性軍人は、男女に対する権利と義務の平等な分配を認めない「ミリタリスト実力至上主義者」になりやすいように思われるためである²⁶⁷⁾。

267) これらのジェンダーイデオロギーについては、第1章第1節で触れた佐藤文香の分類参照。

「ミリタリスト差異あり平等派」は、「女性の戦争協力や軍隊参加を男性とは『異なる形で』引き出そうとする軍や政府の中心的イデオロギー」²⁶⁸⁾でもある。フランスで女性が軍隊に入り始めたのは看護領域からであったし、女性の仕事を衛生や後方支援に限定する傾向は、その後も長らく続いた。現在では男女混合政策が行われているものの、既存のジェンダーロールに沿った仕事が割り当てられるというこの傾向は変わっていないように思われる。このことから、軍や政府が、「女性らしさ」に価値を見出し、その限りにおいて軍隊で女性を利用しようとしてきたこと、そしてそのように構築された性役割分業構造が維持されていることがわかる。フランス軍は世界で最も女性比率の高い軍隊の一つであるが、それでも組織としてのジェンダーイデオロギーは「ミリタリスト差異あり平等派」のままである。

また、「ミリタリスト実力至上主義者」は、「業績主義的個人主義」的で「男女平等には関心を示さない」²⁶⁹⁾のであるが、フランス軍の女性の一部にも、このような態度が見受けられた。彼女たちは、軍人として成功するためには名誉男性化しなければならず、他の女性を蔑視して、自分のことを彼女たちとは異なる存在として位置付けている。このように、一部の女性が名誉男性化することにより女性の分断が生じ、男女平等は女性軍人の共通の要求とはなりにくいいため、ミリタリスト実力至上主義的なジェンダーイデオロギーは克服されない。

こうしたことに鑑みれば、女性を「女性らしい」地位にとどめたままで女性の力を利用しようとする軍隊組織の「ミリタリスト差異あり平等派」イデオロギーや、男女平等に無関心な女性軍人個人の「ミリタリスト実力至上主義者」イデオロギーの侵襲を受けずに、「ミリタリスト平等派」の主張を維持するのは難しく、そのジェンダーイデオロギーの存立は、現実的には困難なのではないかと考えられる。したがって、男女平等を理由と

268) 佐藤・前掲書注 20) 63頁。

269) 佐藤・前掲書注 20) 76頁。

する女性の軍隊参入要求は、その狙いどおりにはならないであろう。

佐藤文香は、自衛隊を素材として、その公定イデオロギーの到達点である「ミリタリスト差異あり平等」イデオロギーが、組織の構成員たちに影響を与えながらも、彼ら自身の手によって再生産されていくメカニズムを描き出した。このイデオロギーは、軍事組織の効率を第一義的に重視することで、女性を組織内部にとり込みつつも男性よりも効用の劣る存在として劣位におくようなジェンダー編成をつくり上げ、それを正当化する。ここでは、常に男性（性）が特権化されており、男性構成員の間に、「ミリタリスト伝統主義者」や「ミリタリスト差異あり平等派」イデオロギーを蔓延させる。そして、これらの支配的イデオロギーに同化することを選択する女性が生じる一方、エリート女性は、そのような女性から自らを差異化しようとし、性差よりも個人差を大きなものと認めるがゆえに、「男女平等」という「政治理念」に対しては冷ややかなまなざしを向ける²⁷⁰⁾。

こうして、佐藤は、自衛隊が女性を組織に取り込みつつジェンダー関係を二項対立的なものとして再構築し続けてきたことを明らかにした。そして、本稿では、フランス軍を素材として検討したが、世界有数の女性比率を誇るこの軍隊でも同様に、組織としては「ミリタリスト差異あり平等派」のイデオロギーが強化される一方で、男女平等には無関心な「ミリタリスト実力至上主義者」が生まれるということが示唆された。したがって、男性を範型とし女性を劣位の存在とするジェンダー関係を維持しながら両性の力を利用するということは、ある国やある軍隊に特有の現象ではなく、軍隊が不可避的に持つ特質なのではないかと考えられるのである。

本稿におけるここまでの分析では、軍隊それ自体の抜きがたい性質が、一般社会以上にジェンダーアンバランスの推進力になっているとの示唆を得たが、なお課題は山積している。「はじめに」で触れた辻村みよ子の「人権アプローチ」では、女性の人権の視点から平和を捉える議論を人権

270) 佐藤・前掲書注 20) 312-316, 321-322頁。

一般として平和の問題を捉える議論に止揚することが展望されていた。この「人権アプローチ」を参考に平和主義とフェミニズムとを総合する試みは、今後の研究に委ねられる。